

## 苫小牧市保育士等人材バンク設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の保育所、認定こども園又は地域型保育事業等（以下「保育所等」という。）での就労希望者を支援し、市における保育の担い手を増やし待機児童の解消に資するため、市が実施する保育士等人材バンク（以下「人材バンク」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (登録の対象者)

第2条 人材バンクの登録対象となる者は、市内の保育所等において、保育士、保育教諭、幼稚園教諭、養護教諭、看護師、栄養士、調理師等として就労を希望する、職務遂行上支障を来さない、良好な健康状態にある者とする。

### (人材情報の登録等)

第3条 登録希望者は、苫小牧市保育士等人材バンク登録申込書（第1号様式。以下「登録申込書」という。）を提出するものとする。

2 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）に係る人材情報の登録期間は当該登録申込みをした日の属する年度の翌年の3月31日までの間とする。

ただし、本人から特段の申出がない場合は、翌年度も継続して登録するものとする。

3 登録者は、登録内容に変更が生じた場合及び登録を取り消す場合又は保育所等への採用が決まった場合は、速やかに苫小牧市保育士等人材バンク登録内容変更・取消届（第2号様式。以下「変更・取消届」という。）を提出するものとする。

4 市は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は登録者名簿から削除することができる。

- (1) 変更・取消届により取消しの届出があったとき。
- (2) 登録者として不適格と認められる事実が発生したとき。
- (3) 登録申込みが虚偽又は不正な手段によるものと認められたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が不適格と認めたとき。

### (登録情報の提供)

第4条 前条第2項に定める登録者の人材情報の提供を受けようとする保育所等は、苫小牧市保育士等人材バンク登録者情報提供申込書（第3号様式。以下「情報提供申込書」という。）により市に申し込むものとする。

2 市は、保育所等から前項の申込みがあったときは、登録申込書の写しを提供する。

### (留意事項)

第5条 保育所等と登録者との合意に基づく勤務条件等により生じたトラブルについて、

市はその責任を負わないものとする。

(庶務)

第6条 人材バンクの庶務は、苫小牧市健康こども部こども育成課において行う。

(個人情報の保護)

第7条 登録者の個人情報を扱う職員は、苫小牧市個人情報保護条例（平成7年条例第2号）に基づき、登録された情報を適正に取り扱わなければならない。

2 登録者の情報の提供を受けた保育所等は、提供された個人の情報を他人に知らせるなど、本要綱に定める以外の目的に使用してはならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。